

## 令和5年度第4四半期における懲戒処分について

令和6年1月1日から令和6年3月31日までに、地方公務員法に基づいて行った懲戒処分については、令和6年1月12日付け公表済のもの以外は該当ありませんので、お知らせします。

なお、令和5年度の処分件数については別紙を参照願います。

別紙

【令和5年度：第4四半期合計】

※下段（）内：前年度同期合計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令・服務違反					
一般非行	(1)				(1)
管理監督責任					
道交法違反				※1	1
第4四半期合計	(1)			1	1 (1)

※令和6年1月12日付け公表済のもの

(単位：人)

【令和5年度：累計】

※下段（）内：前年度累計

処分事由	戒告	減給	停職	免職	累計
法令・服務違反		(1)			(1)
一般非行	(1)	1			1 (1)
管理監督責任	(2)				(2)
道交法違反	1 (2)			2	3 (2)
累計	1 (5)	1 (1)		2	4 (6)

(単位：人)